

くよくある御質問とその回答（令和6年度重点対策加速化事業募集について）>

問1:地方公共団体実行計画について、令和3年度改正の温対法を受けて改定された地球温暖化対策計画に即した計画とは、どのような計画か。

- 事務事業編、区域施策編について、それぞれ以下の要件を満たした計画を地球温暖化対策計画に即した計画とします。
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標が、原則、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）以上になっていること（※）。また、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていること。
（※）温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標が、地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）にとどまらない野心的な水準（※）であること。
（※）民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定をすること

問2:どのような場合に財源振替となっていると判断されるのか。

- 令和6年度重点対策加速化事業の募集前から、地方公共団体が住民や民間事業者等に対する補助事業を実施している場合において、当該事業における当該地方公共団体に係る財源の全部又は一部を（1件あたりの単価ではなく総額ベースで）減らした上で、当該事業に本交付金を充てる事業計画となっている場合に、財源振替と判断します。

問3:協調補助を実施する場合について、どのような場合に評価されるのか。国の交付率等より低い交付率等で実施する場合との関係は。

- 重点対策加速化事業において、地方公共団体が住民や民間事業者等に対する補助事業を実施する際に、本交付金にあわせて当該地方公共団体の自主財源を上乗せして実施する場合に評価します。
- その際、本交付金の交付率等を、各事業メニューの国の交付率等の上限より低くして実施する場合には、追加で評価します。

問4:本事業の費用効率性（円/t-CO₂）はどのように算出するのか。

- 令和6年度重点対策加速化事業の募集においては、交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出削減量で除したものを費用効率性（円/t-CO₂）とし、審査を行うこととしています。
- 累積の温室効果ガス排出削減量については、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」や、「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき、設備の耐用年数等を適切に設定いただき、算出してください。